

お知らせ

浄化槽設置届出書及び浄化槽法第7条・第11条検査依頼書等の各地区食品衛生協会での取り扱いを、次のとおり変更されますのでお知らせします。

○変更前

各地区食品衛生協会では、当該保健所管内に設置される浄化槽についてのみの取り扱い

○変更後

各地区食品衛生協会で、当該保健所管内以外(熊本市を除く)に設置される浄化槽についても、同様に扱う

○変更開始日

平成28年1月4日

※設置届出書は、設置する場所を管轄する建築主事等又は保健所長に提出して下さい（従来どおり）。

※権限移譲されている市町村長に届出なければならない設置届出書は、7条検査依頼書と併せて、直接市町村担当課窓口提出して下さい（従来どおり）。

各地区食品衛生協会で行う、建築主事及び保健所長提出関係の業務フロー

